

環境刑法と原発規制

三 枝 有

1. はじめに

昭和20年の広島、長崎への原子爆弾の投下による被爆、次いで昭和29年には第五福竜丸の水素爆弾被爆、そして、第五福竜丸で被爆後死亡した久保山愛吉無線長（当時40歳）の「原水爆による犠牲者は、私で最後にして欲しい。」との遺言にもかかわらず、平成11年には東海村 JCO でおきた臨界事故による2名の死亡、さらに平成23年3月11日には、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故（国際原子力事象評価尺度（INES）において最悪レベル7（深刻な事故）に分類される事故）による放射能物質による被曝事件の発生へと続いた。この1世紀にも満たない期間に、日本という小さな島国は、世界でも稀な存在としての核の被曝体験国となったのである。

東日本大震災での被害者については、震災10日後の平成23年3月22日までに判明した死者9,180人、行方不明者を合わせた被害者数は22,741人となり、明治期の明治三陸地震の21,959人を上回り、明治以降、関東大震災に次ぐ自然災害となった。そして、現時点で判明している被害者数は、死者15,884人、行方不明者2,636人さらに全国の避難者等の数267,419人にまで達している⁽¹⁾。また、平成25年時点での震災関連死は2,916人⁽²⁾で、東京電力福島第一原子力発電所の事故によるいわゆる「原発関連死」と思われる数は福島だけで789人はおり⁽³⁾、現在もその数は増え続けている。

このような東京電力福島第一原子力発電所の事故については、東京電力の経営陣を相手取った賠償請求額が、5兆5,045億円になる株主代表訴訟⁽⁴⁾ならびに平成24年1月24日に市民団体「三陸の海を放射能から守る岩手の会」のメンバーら10人が、東京電力と勝俣恒久会長ら事故当時の役員3人につい

て「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（公害罪法）違反で、東京地検特捜部に告発している。また、福島原発告訴団は、東京電力の当時の幹部である勝俣恒久会長、清水正孝社長、原子力安全委員会の班目春樹委員長、山下俊一福島県立医科大副学長や、原子力安全・保安院、文部科学省の幹部らの計33人を業務上過失致死傷罪で告訴・告発した。事故前に津波対策が必要と指摘されていたのに怠ったり、事故後に安全宣言を繰り返して住民の避難を遅らせたりした過失により、たとえば近隣の病院から避難した入院患者を相次いで死亡させ、また、県民全員を被曝させて傷害したと主張（原発事故や被曝による PTSD、福島の子どもの甲状腺異常の増加なども傷害として想定）している⁽⁶⁾。最終的に、他の案件も併せると告訴・告発されたのは事故当時の菅直人首相を含む約40人になり、業務上過失激発物破裂罪や公害罪法、原子炉等規制法違反行為となっている。しかし、検察は、業務上過失致死傷容疑など不起訴処分を決定している⁽⁶⁾。

このような告訴・告発の背後にある法的対応の工夫は、まさしく原発による放射能物質の拡散についての法的整備がなされていないことに基づくものである。その状況でも特筆すべきなのは、すでに死んだものの如く学会等にて取り扱われてきた「公害罪法」を告訴・告発に大いに活用していることである。そして、告訴団代理人の河合弘之弁護士は、東電の汚染水対応が公害罪法違反だとする根拠について、東電による汚染水流出が、公害罪法3条の「業務上必要な注意を怠り、工場または事業場における事業活動に伴って、人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命または身体に危険を生じさせた」という犯罪構成要件を満たすと考えている。さらに、東電が流出させている汚染水は、海に排出されている分が一日あたり約400トンになり、また、環境中に漏れた分が全体で300トンになる。そして、こうした汚染水等を安全に管理することは、東電の「事業活動」に含まれる。また、放射性物質が「人の健康を害する物質」であることは明らかであるとした。さらに、東電は汚染水流出を防ぐために必要な対策を取っておらず、平成23年6月17日に、政府から検討を求められた原子炉施設を囲む遮水壁の設置についても、東電

は経営破綻を危惧して先送りにし、抜本的対策を講ずることなく放置し、被害を拡大させたとしている。最終的に、「放射性物質を大量に含んだ汚染水の流出は、まさに、水俣病事件と同様です。この犯罪を処罰することは、公害罪法の趣旨にかなうと言えるでしょう。」と述べている⁽⁷⁾。しかし、このような法的対応についても、不起訴処分という裁判の入り口で排除されるという始末である。

そこには、環境保護を高らかに謳い上げている環境基本法の趣旨とは異なり、自然環境どころか人間を中心とする生活環境さえ護ることができない環境法制度の実情が見えてくるのである。東京電力福島第一原子力発電所の事故から3年を経過し、安倍晋三内閣総理大臣や財界が、そのリスクを顧みず原発の再稼働を推進するのであれば、その大前提として放射能物質に対する法的規制を確立することは、原発事故の被災者に対しての最低限の敬意であり当然の義務でもあろう。しかし、公害物質となった放射能物質についての体系的な法規制は全く進んでいない。それゆえ、このような法制度の現状の中でいかにして人々の生活環境を保全し多くの人命を護ることができるかを環境刑法の視点から検討するのが本論文の趣旨である。

以下では、放射性物質による汚染等への対処について、まず環境法規における法的規制の現状を検討し、さらに特別刑法ならびに刑法典での刑罰機能の在り方に基づいて検討するものである。その際、国際的な環境刑法の状況も踏まえてより妥当な環境刑法の法制度を考えるものである。

2. 環境法規での放射性物質による汚染の規制について

(1) 放射性物質へ環境規制法

放射性物質の汚染等への規制を考える際、最も現実的かつ具体性ある規制を可能とするのが環境行政法規による法規制である。それでは現実の環境行政法規による個別的規制状況はいかがであろうか。

昭和32年6月10日にできた「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(昭和32年法律第166号、いわゆる原子炉等規制法)は、原子炉

だけでなく、核物質全般の取扱いを規制する法律である。その目的は、核原料物質、核燃料物質、原子炉の平和利用、計画的利用、災害防止と核燃料物質の防護（テロリズム等への利用防止）にある。そして、原子力施設における事故の発生や規制体制の改革等を受けて、これまでに30回を超える改正が行われてきた。この間、昭和63年に刑事罰規定が置かれ、平成9年には第76条の3に「核爆発を生じさせた者は、7年以下の懲役に処する。」と規定されたりしたが、平成23年3月11日の東日本大震災後に見直され、平成24年の「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」改正に取り込まれ⁸⁾、同法第3条の「放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は2年以上の懲役に処する。」と規定された。しかし、この規定自体が従前の原子炉等規制法の目的であるテロリズム等への防護にあることからその機能の幅は狭いといえる。

さらに、平成23年3月11日の東日本大震災に伴い福島第一原子力発電所において放射性物質の流出の重大事故が発生したことを契機に、発電用原子炉等の原子力施設の安全規制強化の一環として原子炉等規制法も大幅に見直された。規制組織としては原子力安全・保安院と原子力安全委員会が廃止され、安全規制行政を一元的に担う新たな組織として原子力規制委員会が平成24年9月19日に設立された。新たな原子炉等規制法では、規制行政の責任機関を原子力規制委員会に一元化するとともに、発電用原子炉等に関して、重大事故対策の強化、最新の技術的知見を既存の施設・運用に反映する制度の導入、運転期間の制限等の規定が追加された。しかし、この法規でも放射性物質の流出行為自体を問題視するものではなく、放射性物質の除去やその責任については何ら規定されていない。

また、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年法律第167号）は、放射性同位元素や放射線発生装置の使用及び放射性同

位元素によって汚染された物の廃棄などを規制することで、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的に制定された法律である。規制対象は、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって汚染された物の廃棄その他の取扱いである。それゆえに、既述の原子炉等規制法と同様に放射性物質の流出行為自体を問題視するものではなく、また放射性物質の除去やその責任については規定されていない。これらの他にも放射性物質へのなんらかの規制は、医療法、薬事法、獣医療法等においても行われている。しかし、これらの法規も同様に放射性物質の流出行為自体を問題視するものではなく、放射性物質の除去やその責任については一切規定されていない⁽⁹⁾。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として

東日本大震災において大気、水、土壌の自然環境中に放出された大量の放射性物質は、従前のわが国の原子力関係法律では、全く対応できない土壌等の除染や、汚染された廃棄物の処理の問題等を生じさせた。このことは、放射性物質の危険性にもかかわらず、わが国では、原発から放射能が漏れるなどという事態そのものを全く想定せず（いわゆる原発安全神話⁽¹⁰⁾）、放射能の一般環境への拡散を前提とした議論そのものがなされず法が整備されなかったことによると思われる⁽¹¹⁾。それゆえに、この大震災による放射能の一般環境への拡散による汚染に対応するため、平成23年8月に「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（いわゆる「放射性物質汚染対処特措法」平成23年8月30日法律第110号）が成立し、環境中の放射性物質による環境汚染の処理について、初めて国等の対応が制度化された。

また従来、環境基本法第13条は、「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律で定めるところによる。」と規定していたが、平成24年6月27日に成立した「原子力規制委員会設置法」（平成24年法

律第47号)の附則第12条により、環境基本法が改正され、原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除されたため、現在では、放射性物質による環境汚染を防止するための措置が環境基本法の対象とされている。

そして、この時点では、依然として大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)等の個別の環境法には、放射性物質による環境汚染について適用除外とする規定が置かれていたことから、これらの個別法においても、放射性物質による環境汚染を防止する措置を講ずるための規定の整備を行うものとして平成25年6月21日に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第60号いわゆる「整備法」)により以下のように改正された。

改正の趣旨は、①環境基本法の放射性物質による大気、水質等の汚染防止について原子力基本法に対応を委ねている規定を削除すること⁽¹²⁾。②大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)について、環境省令で定めるところにより、放射性物質による大気の汚染及び水質の汚濁の状況を常時監視すること。以上の2点が主な内容である。そして、平成25年12月6日には「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」(平成25年政令第337号)が公布され、所要の規定の整備が行われ、大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)及び水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)が改正されて、放射性物質に係る常時監視に関する規定の追加等の所要の規定の整備を行う必要があると定められた。

以上のように、現在、環境基本法では、放射能物質による環境汚染が、その法的対象となっており、これまで適用除外とされていた放射性物質を公害物質と位置づけることになった⁽¹³⁾。しかし、環境に関する根本法である環境基本法においては、放射能物質ならびに汚染についての抽象的規定さえも存在しないのみならず(もちろん、わが国の刑法には放射性物質の拡散等の行為を処罰対象とする直接的規定は存在しない)、環境基本法を具現化する

個別規定である大気汚染防止法や水質汚濁防止法等には、放射性物質に対する具体的規制規定を欠いているというのが実情である。そして、環境への影響を問題視すべき物質については、当然にこれを規制するにあたり、規制の指標として、人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準たる「環境基準」を明確にしなければ、技術的側面の強い行政法規については全く機能しないに等しいことになる。最終的に、大気、水、土壌、騒音等をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標である環境基準⁽¹⁴⁾を規定せずにかなる規制もできないと言って過言ではない。

放射性物質を公害物質と認めた現在においても、危険性の高い拡散性ある放射性物質についての防止・抑止・制裁に関する体系的な法整備は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故後、すでに3年が経過しようとしている現在においても皆無の状況である。この震災の当事者でもないドイツでさえ、日本での東日本大震災を切っ掛けに、すでに政策議論が進み8年後には原子力施設をゼロにする方針が立ち、これにより法制度が整備されていることと比較するとわが国の現状はあまりにもお粗末としかいえないものである⁽¹⁵⁾。

3. 諸外国での法規制状況

わが国においては、上述したように現在の環境法規では、拡散した放射性物質への対応が困難な状況である。それでは、いかなる法システムで対応するのが妥当であろうか。わが国の法制度とは異なる法制度により放射能物質を規制している国を参考に以下では検討する。その際、原子力施設を廃止する方向にあるドイツでの放射性物質への規制状況と政策の方向性としては全く逆方向の原子力施設を建設推進する方向にある中国での放射性物質への規制状況とを比較検討することで、わが国での放射性物質規制の在り方、特に環境刑法⁽¹⁶⁾の在り方につき参考とするものである。

(1) ドイツでの放射性物質への法規制

ドイツでの原子力への規制は、昭和34年「原子力の平和的利用及びその危険に対する防護に関する法律」（いわゆる原子力法）に始まる。その後、この法律は、第1次SPD・緑の党連立政権下で脱原子力の方針のもとに平成14年に改正され、原子力発電所の利用廃止を目的とした上で、暫定的に活用を許し、現在では平成34年12月31日までに全ての原子力発電所を閉鎖する方針が決定されている⁽¹⁷⁾。また、平成23年の法改正では、ドイツのすべての稼働中の原子炉17基⁽¹⁸⁾のうち昭和55年までに稼働を開始した原子炉7基と事故を起こした原子炉1基を閉鎖するとし、他の9基の原子炉は平成27年から平成34年までの間に段階的に稼働停止と決められている（東京電力福島第一原子力発電所の事故に基づく対応）。さらに、ドイツ原子力法に基づく原子力賠償制度では、原子力法制定当時から無過失責任が採用されており、不可抗力による免責も認められない無限責任である。また、ドイツの原子力事故により外国で生じた損害や外国の原子力事故による損害にもドイツ法が適用される場合がある。そしてドイツ原子力法の第25～40条では、原子力施設の運転者への責任集中、無過失責任が規定されている。さらに昭和60年以降には、すでに無限責任が制度的に採用されている⁽¹⁹⁾。

ドイツにおける環境保護の法制度上の特色といえるものとして、生態系的法益である環境媒体自体を直接的に刑法典の保護対象としていることが挙げられる⁽²⁰⁾。また、従前、特別法としての原子力法上の罰則規定の対象として取り扱われてきた放射性物質を、昭和49年には、刑法典上の危険犯⁽²¹⁾として取り込み規制することになった。さらに、昭和55年には原子力ならびに放射線についての行政法規上の違反行為につき環境犯罪として刑法典に規定し刑法犯化したのである。その結果として、環境媒体自体を保護する規定が「環境に対する罪」として刑法典に取り込まれることになった。このことは、極めて技巧性が高い行政法規違反（秩序違反や特別法での環境犯罪など）行為への処罰を特別法上の問題として処理するのではなく、刑法という国民全体の倫理意識に強く訴えかけるものとして環境汚染を把握した結果であるといえよう。このように刑法規定の改正を経て、土壌汚染、大気汚染に対する

刑法的保護と危険物質の無責任な処理による危険及び危険物質の輸送に伴う危険に対する刑法的保護の強化を図った。さらに、特徴的なこととして、危険な廃棄物の輸出と輸入の禁止、及び認可のない輸出と輸入の禁止を規定し、原子力法の規定の内包化と放射線保護法に対応した規定の改善および部分的な刑罰枠の拡大をおこなっている。

放射能物質に関する刑法上の規制（326条以下）は、原子力法上の規制を反映させたもので、放射能物質の拡散などの侵害結果を視点に置いたものではなく、予防的観点からの環境への危険を排除することを狙った規定である。そのため、行政従属性（Verwaltungsakzessorietät）が強く、本来なら行政犯として処理されるような行政上の義務違反について抽象的危険犯化することが問題⁽²²⁾となっている。しかし、このような行政上の義務違反行為を抽象的危険犯化することは、犯罪成立自体を前傾化させることでもあり、早期の保護を促進することを可能にするものである。もっとも、行政従属性を強く求める場合には、行政法規自体の存在意義を減少化させるのみならず、現状としての行政の消極的姿勢と体質⁽²³⁾を考慮した場合、その対象となる事案の摘発件数は、決して多くはならない。それゆえ、必ずしも十分な予防効果を期待できないことから、厳格な行政従属性を要求すること自体は妥当な対応とはいえない。

このようにドイツにおける放射能物質の取り扱い、環境犯罪として積極的に刑法典に行政犯を取り込んだものであり、侵害そのものの重大性を直接問題にしたものでなく、むしろ侵害の大きさよりも侵害発生阻止のための予防段階に着目したもので、国家としての在り方を刑法規定に乗せたものといえ技巧的な側面が残ることになる。

(2) 中国での放射性物質への法規制

今日、環境保護は中国の国策の1つとして掲げられ、法制度上は環境保全に積極的に取り組む姿勢を示している。近代化を図る中国では、昭和54年以降の改革・開放政策と市場経済体制の導入による急速な高度経済成長に伴う環境問題が無視できなくなった。そして、昭和58年に開催された第2回全国

環境保護会議で環境保護が国策の1つとされた。さらに近年では、都市部の環境悪化に伴い環境対策を重点政策の1つとして再び推進しはじめている。その中では、各種の環境対策関連法規の整備や環境行政体制の充実といった公害規制の強化はもちろんであるが、クリーナープロダクション促進法⁽²⁴⁾や化学物質対策関連法規の制定、リサイクル関連法の導入計画など、環境汚染の予防的な施策を積極的に導入し実施している。そこでは、環境3政策と環境管理9制度に基本をおく環境対策を基本施策としている。環境3政策とは、環境汚染の事前防止を中心とし、未然防止と汚染処理を両立させること、汚染者自身が汚染を処理し、開発者が環境を保護し、利用者が環境汚染（破壊）を補償すること、環境管理を強化することである。これらの環境政策は、環境汚染の未然防止、汚染者負担の原則、法規制による直接的環境規制の強化という環境対策の基本原則を明確に示したものである。

そして、これら環境3政策に基づく具体的な環境管理制度としては、環境影響評価制度、三同時制度⁽²⁵⁾、排汚費（汚染物質排出費）徴収制度⁽²⁶⁾、環境保護目標責任制度、都市環境総合整備に関する定量審査制度、汚染物質集中処理制度、汚染物質排出登記・許可証制度、期限付き汚染防除制度、企業環境保護審査制度の9つがあげられる。このような国策としての環境政策への取り組みの背景には、昭和53年の憲法改正による中華人民共和國憲法第11条の「国家が環境と自然を保護し、汚染およびその他の公害を防止する」とした環境保護条項の規定化がある。そして、この改正に基づき、「環境保護法（試行）」が制定され、これに伴い、大気汚染や水質汚濁などの防止を目的とした法律や実施細則、条例などか次々と整備されていった⁽²⁷⁾。

平成1年に改正された環境保護法では、第5章「法律責任」の第43条で「本法の規定に違反し、重大な環境汚染事故を引きおこして公共と個人の財産に重大な損害又は人身への重大な結果を招いた場合には、直接の責任者に対し法により刑事責任を追及する。」と規定した。これに対応して、平成9年に改正された刑法では、第338条から346条に「環境資源の保護を破壊する罪」を設け各種の環境汚染罪を規定した⁽²⁸⁾。これにより環境侵害を単なる

行政法規違反としてではなく、国家社会として「悪」の位置付けを与え、より積極的に環境保護を図る姿勢を明確にしている。特に、刑法第338条では「国家の規定に違反して放射性廃棄物、伝染病病原体を含有する廃棄物、毒性物質またはその他の有害廃棄物を排出し、投棄または処分した者が、環境を著しく汚染した場合には、3年以下の有期徒刑または拘役に処し、罰金を併科または単科する。」として環境汚染罪を規定している。この規定は、国家の環境保護制度、公的ならびに私的財産権そして国民の健康と生命の安全を保護法益としており、本罪の主体は自然人のみに限られず法人も含んでいる。また、環境汚染罪の主観的要件は、過失とされている⁽²⁹⁾。また、規定としては行政法規違反を前提としており行政従属性を維持しているが、侵害犯ないしは危険犯としての色彩が強く、従属性自体は厳格ではない。刑法338条は、「環境を著しく汚染した場合」をその処罰対象としているが、中国刑法は旧ソ連刑法の影響を受けて成立していることから、その規定は結果無価値的な形式となっており、犯罪構成要件として要求されている「著しい汚染」の程度も公的・私的財産の損失が30万元以上の場合、1人以上の死亡、3人以上の重傷、10人以上の軽傷の場合など⁽³⁰⁾結果無価値的観点から具体的に判断される。ただし、公共危険犯としての構成というよりは、個人的法益を中心とした客観的判断基準であるといえる。このように中国では、今まさに社会問題となっている公害型の環境侵害についての対応を図る形で刑法典への環境犯罪の取り込みがなされているといえる⁽³¹⁾。そこでは、ドイツのような予防的観点での環境刑法機能よりもむしろ制裁と抑止を中心的に機能するものとして環境刑法は期待されている。

4. わが国における環境刑法の在り方

すでに、2. で前述したように、わが国の環境行政法規では、東京電力福島第一原子力発電所の事故のような場合には、放射性物質の拡散について何らの法的対応も取れない状況である。他方、3. で検討したようにドイツ、中国の環境刑法では、放射性物質について様々な法的対応の工夫が行われて

いる。放射性物質の拡散や被害防止につき環境法規になんらの規定も持たないわが国の現段階において、原子力・放射能への刑罰による積極的対応については全くの無力であろうか。以下では、現行の刑事法システム、特に、刑法ならびに特別刑法での対応が可能であるかについて各々の法制度ごとに順次検討するものである。

(1) 刑法典による対応

現行刑法では、放射性物質への対応を考える場合、生命・身体や健康という侵害結果に着目し、殺人罪、傷害罪等の個人的法益への侵害として犯罪構成することが考えられる。そこでは、犯罪成立のために、生命・身体への放射能の影響を少なくとも傷害行為として把握する必要がある。その際、放射能の拡散行為が傷害行為といえるのか、また巨大な組織を有する原子力施設において故意を認定することができるのか。これらの問題点は、刑法の現行の解釈では極めて難しい課題であるといえよう。のみならず、自然災害からの放射能拡散行為について過失犯を認定するには、過失における危惧感説でも採用しない限り、極めて困難であると言わざるを得ない。また、刑法第117条の激発物破裂罪についても、「激発すべき物」が急激に膨張・破裂して物を破壊する力を有する物質をいうこと⁽³²⁾から原子力や放射能物質がこれに直接該当するとはいえない。

そもそも、放射能物質による犯罪行為自体について刑法上は何らの規定もないといえる。しかし、刑法自体に規定がないということは、放射能に関する犯罪行為を全く考えなかったというわけではない。すなわち、わが国の刑法の歴史において、放射性物質に関する規制条文を取り込む試みがなされてきた。昭和36年の改正刑法準備草案段階では、原子力による爆発について爆発物の使用と同視することで「爆発物に関する罪」として把握し、爆発物使用罪（準備草案186条）に該当すると考えていた⁽³³⁾。しかし、放射性物質そのものへの規制は、昭和32年の「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」への規定のみで十分と考えられていた。この特別法での罰則規定（同法第51条から61条）は、単純な行政法規違反行為を処罰する行政犯

規定であった。実際に、放射性物質の放出に対する規制条文が検討されたのは、昭和49年の改正刑法草案の段階においてである⁽³⁴⁾。改正刑法草案では、原子力ならびに放射線に関する危険犯や侵害犯を取り込む形式を採用していた。具体的には、改正刑法草案第10章で「爆発物及び危険物に関する罪」を創設（改正草案第170条から176条）し、第172条で「ガス・電気・放射線等の放流罪」を規定し、放射線および放射性物質の放出をここに包含させた（現行刑法第118条では含まれていない）。さらに、第176条では、原子力による爆発は、爆発物の爆発とみなす規定を置いた。しかし、このような改正刑法草案の規定は、原子力の強大な危険性を意識しての草案構成ではなかった⁽³⁵⁾。そして、この改正刑法草案については、最終的に草案のままに止まり現在まで実現化してはいない。

以上からすれば、放射性物質への法的対応を、少なくとも現時点での刑法にある規定で対処することを期待することは、困難であると言わざるを得ない。そうであれば、刑法ではなく特別刑法による対応が可能ではないかを次に検討する必要があるだろう。

(2) 特別刑法による対応

刑法典による放射性物質への対応が事実上不可能であるとした場合、一般法である刑法によらない特別法での対応が考えられる。この場合、特別刑法での対応として考えられる手法は、改正刑法草案第176条のように原子力の爆発を爆発物とみなせば、「爆発物取締罰則」（明治17年12月27日太政官布告第32号）⁽³⁶⁾での対応も考えるが、そもそも「爆発物」の判例の解釈によれば⁽³⁷⁾、物理的・化学的爆発をいい必然的に原子炉における爆発はその対象外となる。そこで、このような放射能や放射性物質については、環境基本法が公害として把握したのに応じて、原子炉を管理する側を公害発生の主体として把握し、公害事件として理解できないかが問題となる。この観点から考える法規として、わが国の「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（昭和45年12月25日法律第142号）いわゆる「公害罪法」での対応可能性が検討されるべきであろう⁽³⁸⁾。

公害罪法は、公害による人身被害を防止すべく制定されたもので、その第1条で「人の健康に係る公害を生じさせる行為等を処罰する」ことで公害の防止を目的としている。そして、同法第3条は、「業務上必要な注意を怠り、工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、2年以下の懲役若しくは禁錮又は200万円以下の罰金に処する。」として過失犯も公害罪法の対象としている。そこでは、事業活動に伴う有害物質の排出行為自体を犯罪行為とし、国民の生命、身体に対する危険性の発生を処罰するものである。そして、そもそも公害事件については、その被害の甚大さから刑事罰の対象すべきであるのに、刑法規定では、因果関係の立証困難性、法人処罰の不可能さなどの問題から対応が極めて困難な状況にあったことを受けて、これらの問題性を解決すべく特別法による対処として公害罪法が登場したのである⁽³⁹⁾。それゆえに、放射性物質の拡散のような事案については、まさしく公害罪法の適用があつてしかるべきであろう。しかしながら、公害罪法の適用については、すでに判例⁽⁴⁰⁾により犯罪構成要件上の「排出」行為については、事業活動によって生ずる場合である構造型公害のみに限定され⁽⁴¹⁾、事故型公害は含まれず、特別法としての機能は大幅に限定化されてきた。さらに、過失の認定についても、刑法上の過失概念を適用し、いわゆる危惧感説⁽⁴²⁾のような公害事件の特殊性に配慮した見解を採用しない限りは、原子力施設のような危険性が高く予見が困難な企業の事業活動に伴う事故については、高度の結果回避義務を課し刑罰を適用することも難しいといえよう。結果的に、公害罪法は、国民が期待した公害犯罪への積極的な処罰の機能を限定化されることにより、当初、予定された効果をほとんど発揮できなかったのである。このように、行政法規等への従属性を断ち切った形での行政独立型の特別刑法規定の典型である公害罪法についても、現状のままでは放射性物質の拡散に対して機能できる状況ではないのである。そして、少なくとも公害罪法が公害への対抗措置として意味を持ちうる特別刑法となるためには、何らかの法的改正措置が必要となる。

以上のように、現状では、特別法による放射性物質への積極的対応も期待できないものとなっている。

5. 環境刑法の新展開

(1) 環境刑法の在り方

昭和45年の第64回臨時国会（いわゆる公害国会）において、産業活動を人の生命・身体・健康を害するものと考え、刑罰により積極的に処罰しようという姿勢を打ち出した（「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（公害罪法）の成立）。そこでは、四大公害事件を背景に、人の生命・身体・健康に直接的な脅威となる環境汚染行為を厳しい規制下に置こうとするものであった。その後、平成5年の「環境基本法」（平成5年11月19日法律第91号）の成立を切っ掛けに、人への直接的危険性を有しない環境そのものへの侵害や脅威までも法規制の対象にすることで環境自体を刑罰で保護しようという、公害から生活環境の保護さらには自然環境の保護へと価値観および政策の転換がなされてきたのである⁽⁴³⁾。

このように人の生命・身体・健康を保護法益とする公害から人を取り巻く生活環境さらにその先にある自然環境における環境媒体までも保護法益として捉えることで環境保護を積極的かつ予防的に推進しようとする場合、刑罰の考え方や在り方自体も様々な形態に変容してくる。具体的には、環境を刑罰によって保護する場合、従前検討してきたような3つの形態が存在する⁽⁴⁴⁾。すなわち、第1に、環境保護基準等を規定する行政法規自体やそれに基づく行政執行を確保するために刑罰により強制・補強をおこなうことを目的にする形態で、行政法規や行政行為を前提とし、行政上の基準値に違反した場合について、多くの場合に直罰主義を採用する形態（大気汚染防止法や水質汚濁防止法等）、第2に、刑法典の中に直接環境媒体を保護法益として取り込み、刑法という倫理性が強いが謙抑的である法で直接的に規制する形態（ドイツ刑法等）、第3に、環境法益を独自の保護法益として行政法規や行政行為から独立した形式で、公共危険犯として特別法に独自に取り込み

積極的に保護する形態（公害罪法等）がある。

第1の形態による場合、人を中心とする法益への具体的危険性の発生を問題視することなく、環境媒体自体への危険性を直接的に問題視すればよいことから、一般に広く自然生態を保護でき、間接的に人への危険性を防ぐ機能を持つことになる。この点で、技術性が強いが予防的に機能するといえよう。しかし、自然媒体への保護が、すべて最終的に人への保護に繋がるという訳ではない。また、行政法規や行政行為を前面に出す場合、行政官庁や担当公務員が取り締まりに消極的な対応を取った場合には、単に環境媒体への侵害を許容するに止まらず、人の生命や健康に多大な影響が出る危険性が少なからず存在する。この点を回避するためには、公務員担当者の処罰規定や公務員に告発義務を課す必要がある⁽⁴⁵⁾。しかし、わが国では、行政は産業界など民間と協力し協調的に指導する立場であることから、積極的な告発や対立は好まれない⁽⁴⁶⁾。わが国のように原子力推進行政の現状では、行政担当の公務員は勿論、行政法規についても原子力利用に肯定的立場であることから、消極的な行政関与しかあり得ず、大胆な責任追及は行なわれないことになる⁽⁴⁷⁾。

第2の形態による場合、倫理的色彩を強く持つ刑法において、環境媒体を保護することは、保護法益は当然に人間中心的なものになり、結果として環境保護は、最終的には人間に関係付けられる。それゆえに、環境媒体は行為の客体であっても法益そのものではないのである⁽⁴⁸⁾。それゆえに、刑法規定に環境媒体を保護法益として置く場合、人の生命・身体・健康などの個人的法益への侵害危険性を問題視せざるを得ず、純粋に生態学的観点からの基準値を建てることは困難であるのみならず、倫理的性質を強く持つ刑法では、環境媒体を基準に処罰を確定させることはできないし、またすべきでもないのである。それゆえに、刑法規定化した場合、自然生態学的観点からは、十分な保護が与えられない虞がある。しかし、環境媒体を刑法規定に取り込むことは、環境媒体自体に倫理的価値を付けることとなり、国民の環境規範意識を形成するには十分意義あるものといえよう⁽⁴⁹⁾。

第3の形態による場合、特別法としての特色から刑法の謙抑主義に厳格に拘束されることなく、公共危険犯化することで抽象的危険性のみでも環境媒体を積極的に保護することができる。しかも環境法規に基づく行政行為への従属性も緩和ないし排除しうる。しかし、行政独立性を強めた場合、どこに歯止めを求めるのか不明確であり規定の充実化が必要となる。公害罪法のように社会感情に大きく影響されて華々しく登場しても、現実の司法解釈による著しい限定化を受ければ、その効能は大きく減退し世論の求めるところとは程遠いものとなりかねない。たとえそのような帰結が当然の結果であったとしても、当該特別法自体が社会的存在価値を失うことは事実であろう。特に、特別刑法における刑罰規定の活用への社会的期待度は、高いのが一般的であるといえる⁽⁵⁰⁾。そして、法的効果の減失の結果として熱を帯びた世論への解熱剤的效果は、社会意識や社会活動に大きな影響をもたらす虞がありうる。しかも、特別法を要求した社会感情を無視することは法実務のあるべき姿と必ずしも一致しないことは事実である⁽⁵¹⁾。これに対して、行政従属性を強めた場合は、法的には解釈や適用についても安定的なものとなるが、そもそも特別法としての機能が減少し、敢えて独立して立法化した存在意義が薄れてしまうのである。

以上のような環境刑法に関する規定上の様々な特徴を踏まえた上で、いかなる形態での規制が放射性物質について最も妥当であるかを最後に以下で検討し、刑罰による規制の在り方を考えてみたい。

(2) 環境刑法の将来像

そもそも、わが国の環境犯罪規定は、刑法で直接的に環境媒体を保護する形式を採らず、行政法規上の基準値等に違反した場合、刑罰により処罰する直接罰主義と行政法規に基づく行政行為への不服従等を処罰する間接罰主義の双方を採用している。このような環境法規における刑罰の特性は、極めて専門性、技術性が高く、多数の具体的方策を担保する機能を持つことで倫理性は乏しくなる。そのことは同時に国民意識からの遊離を意味するものでもある。この法システムは、環境媒体自体を保護するには有効に機能する可能

性が高いといえるが、既述したように行政担当者のレベルでの積極的な摘発等の対応がなされない限りは、詳細な環境法規の規定自体も絵に描いた餅に等しいものなり、予防的効果は勿論、制裁としての機能は皆無に等しいものといえる。さらに、技術性の高い環境法規では、専門性が高くなりかえって国民の環境汚染に対する感情には十分な対応ができないという難点がある。技術的な面ではクリアし法規違反は存在しなくとも、多くの関連死を生み出し、多くの人々から財そして生き甲斐までも奪うことになった福島第一原子力発電所の事故については、環境法規上の規制や刑罰は全く無力であった。

この点からすると、環境法規上の刑罰規定は、あくまで技術的観点からの予防効果を期待してのものとしての機能を重視し、その限度でのその存在意義を認めるべきである。

それゆえに、国民感情に十分に応えうる環境保護のための刑罰システムは、本来は倫理性の強い刑法典にこそ導入されるべきである。そして、ドイツの環境刑法に見られるように、そこでの保護法益については、生命・身体ならびに健康のような個人法益自体の保護を図る公害犯罪の性格を持つものならびに環境媒体のような自然生態的法益の保護を図るものとの2種類の保護を図るものと考えられる⁽⁵²⁾。それゆえに、公害型の個人的法益に関する環境犯罪は、本来、刑法典で扱うのが適切な犯罪類型であり、他方、環境媒体を保護対象とする環境法規犯罪は、行政法規上の刑罰規定での対応を原則とすべきである。そして、このような2段階的な刑事罰の機能を推進する観点から、公害型のような場合については、まさしく「刑法的処置がとられる場合には、生命と健康の保護に重点がおかれなくてはならない。刑法の適用がこの範囲を超える場合には、われわれはきわめて慎重である必要がある」⁽⁵³⁾といえるのである。他方、環境法規犯罪のような場合には、当然に行政行為を介した間接的規定が原則となり、多様なサンクション機能⁽⁵⁴⁾を意識した刑罰規定自体の意義が変容し、目的に応じて多様化することになるのである。そして、この2段階の機能において後者の予防的機能を主とする環境法規犯罪機能を重視した場合、刑法そのものに環境犯罪として取り込むことには限

界が生じざるを得ないといえよう。

また、環境侵害というよりは公害といえるような人の生命・身体・健康に直結するような環境汚染については、刑法規定での対処が最適であるが、その際、中国における環境行政法規と刑法の関係から明確なように、刑法規定において一応の行政法規従属性を採用する限り、環境保護において刑法が環境法規をバックアップする形を採用することになるが、その前提としては、環境行政法規への不完全な従属性を認めるべきであり、環境法規の対象外となる、より広汎な刑罰対象範囲をカバーすることが国民感情に合致するといえよう⁽⁵⁵⁾。このような考え方に基づく刑法条文の解釈運用により、行政法規では保護対象とはされないような環境媒体や事象についても、刑法的観点からの対応が十分に可能となってくる。このことは、環境保護法自体が行政法令や行政行為への形式的違反のみを対象としているのに、刑法では危険犯構成を前提としうることから妥当といえる。しかし、より積極的に国民感情に対応する場合には、法人処罰を認め、抽象的危険犯を取り込み、過失認定や因果関係において推定する規定が必要であろう。そしてその段階では、もはや刑法の機能を超えるものとなっているといえよう。それゆえに、やはり旧来からの公害問題のように、人の生命・身体・健康に関する侵害自体を取り扱うには、公害罪法のような特別刑法としての規定を整備すべく改定ないし制定する必要性が高いものと思われる。その際、国民感情を十分に吟味し反映した法システムを整備・確立することで、公害罪法のように司法解釈により簡単にその趣旨を奪われることがないように法制定に当たり創意工夫すべきであろう。

【注 記】

- (1) 平成26年2月26日時点の復興庁の発表に基づく。これによれば、避難者数は宮城(89,882人)、福島(85,589人)、岩手(34,847人)の3県で210,318人に上る。
- (2) 平成25年9月30日現在の復興庁のデータ。震災関連死とは、地震による建物の倒壊や火災、津波などの直接的な被害による死亡ではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡をいう。

- (3) 原発関連死者数は、平成25年3月11日東京新聞朝刊の福島県内の市町村への該当者数の取材に基づく数字である。このような数字は、行政により水銀の影響が認められた被害者が1万3千人を超え、現在もまだ死亡者数が増え続けている水俣病と同様に「公害」として把握して十分な国家的対策と責任追及が必要なことは自明の理とえよう。
- (4) 河合弘之編著『東電株主代表訴訟 原発事故の経営責任を問う』平成24年（現代人文社）参照。
- (5) 福島原発告訴団（福島第一原発の貯蔵タンクから汚染水が流出した問題をめぐり、原発事故で被害を受けた住民らが結成した団体）のホームページ（<http://kokuso-fukusimagenpatu.blogspot.jp/>）参照。
- (6) 東京電力ならびに政府関係者の不起訴の理由としては、極めてまれな地震・津波災害について（原発事故の）回避義務認定の困難性、放射能による被曝の『傷害』認定の困難性（因果関係を含む）、事故原因を未解明での刑事責任追及の困難性が考えられる（参照：読売新聞平成24年7月24日夕刊）。
- (7) 福島原発告訴団の告訴団代理人の河合弘之弁護士の主たる主張に基づく。
- (8) 平成24年の「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」改正により第3条に取り込まれた「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の条文は、同法第76条の2「燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、10年以下の懲役に処する。」「2 核燃料物質によって汚染された物をみだりに取り扱うことにより、その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者も、前項と同様とする。」「3 前2項の未遂罪は、罰する。」、第76条の3「特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、3年以下の懲役に処する。」「2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。」というものであった。
- (9) 平成11年9月30日の東海村 JCO 臨界事故を契機に制定された「原子力災害対策特別措置法」（平成11年12月17日法律第156号）は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的（第1条）とした法律である。特に内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を出した場合、内閣総理大臣に全権が集中し、政府だけではなく地方自治体・原子力事業者をも直接指揮し、災害拡大防止や避難などをすることが出来るようになっており、東京電力福島第一原子力発電所の事故においても菅直人総理大臣がこの法（第15条）に基づき原子力緊急事態宣言を発動している。しかし、この法でも、放射能の拡散や汚染についての予防や処罰については何ら規定されていない。

- (10) 原発安全神話というものが、現実の事実に基づくものではなく、あくまでも意図的な思い込みによるものであり異常な考え方であったことは、わが国だけでも平成に入ってからでも十分な数の原発事故が生じていることから分かることである。具体的事故としては、平成3年2月9日美浜発電所2号機蒸気発生器伝熱細管破断 (INES レベル2)、平成3年4月4日浜岡原子力発電所3号機原子炉給水量減少 (INES レベル2)、平成7年12月8日もんじゅナトリウム漏洩火災事故 (INES レベル1)、平成9年3月11日動燃東海事業所火災爆発事故 (INES レベル3)、平成11年6月18日志賀原子力発電所1号機臨界事故 (INES レベル2)、平成11年9月30日東海村 JCO 臨界事故 (INES レベル4) そして平成16年8月9日関西電力美浜発電所3号機・2次冷却水配管蒸気噴出 (INES レベル1) が掲げられる。これらの事故については、作業員などの死亡に繋がったものもあることは、原発自体の管理体制について十分すぎるほどの管理・監視体制を充実させた法規制が必要であったことは自明の理であったといえよう。

なお、INES とは、国際原子力事象評価尺度 (International Nuclear Event Scale) のことであり、原子力発電所等で発生した事故・故障等の影響の度合いを簡明かつ客観的に判断出来るように示した評価尺度である。INES は、事故や事象を安全上重要ではない事象レベル0 から、福島第一原子力発電所事故やチェルノブイリ事故に相当する重大な事故レベル7までの8段階に分けている。日本は、INES のデータ上で原発事故の多い国といえる。

- (11) 原発安全神話への警鐘は以前からなされていた (阿部泰隆「公害・環境の政策と法の課題」法律時報62巻1号39頁以下) が、コスト面等から肯定的な主張が多くなされていた (南亮「通商産業省の環境対策」ジュリスト1015号187頁) のが実情であった。
- (12) 大気汚染防止法については、第27条の放射性物質適用除外条項を削除。第22条3項に「環境大臣は、環境省令で定めることにより、放射性物質 (環境省令で定めるもの) に限る。第24条第2項において同じ。) による大気の汚染の状況を、常時監視しなければならない。」を追加。第24条2項に「環境大臣は、環境省令で定めることにより、放射性物質による大気の汚染の状況を、公表しなければならない。」を追加した。また、水質汚濁防止法については、第15条3項「環境大臣は、環境省令で定めることにより、放射性物質 (環境省令で定めるもの) に限る。第17条第2項において同じ。) による、公共用水域及び地下水の汚濁の状況を、常時監視しなければならない。」を追加し、第17条2項に「環境大臣は、環境省令で定めることにより、放射性物質による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を公表しなければならない。」を追加した。
- (13) 環境基本法第2条3項では、「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下 (鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。) 及び悪臭によって、人の健康又は生活環境 (人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。) に係る被害が生ずることをいう。」としている。

- (14) 環境基準は、維持されることが望ましい環境物質に関する基準であり、行政上の政策目標である。この基準は、環境物質への直接的規制のための人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標であり、その確保を図っていくべきものである。基準の設定に当たっては、現に得られる限りの科学的知見を基礎として少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである（環境基本法第16条1項参照）。
- (15) なお、被曝線量限度量については、放射線業務従事者については、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年6月10日法律第167号)により、電離放射線障害防止規則第4条で被曝線量限度を通常作業は5年間で100ミリシーベルト、1年間で50ミリシーベルトと規定している。しかし、一般人については、放射線防護の国際学術機関である国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告である1ミリシーベルト（平常時）という基準しか存在しない。
- (16) ここでは、環境刑法の概念につき環境を保護するために、それを侵害・危殆化する行為を処罰する法律と広義に理解している。参考、町野朔編『環境刑法の総合的研究』有斐閣（平成11年）3頁。
- (17) ドイツ原子力法の第1条では法の目的として「1. 電力の商業的生産のための原子力の利用を秩序正しく終了させ、終了の時点まで秩序正しい稼働を保障すること。2. 生命、健康及び財産を原子力の危険及び電離放射線の有害な作用の危険から防護し、原子力又は電離放射線によって引き起こされる被害を除去すること。」と規定して、原子力発電の利用廃止を標榜し、放射能等からの防護ならびに被害排除を明確に規定している。
- (18) ドイツでは、現在稼働中の17基の原子炉以外に、廃止3基、停止10基となっている（国際原子力機関 IAEA nuclear technology review2012による）。
- (19) ドイツ原子力法では、原子力施設の事故に関する責任を誰が負うかについて規定されていないが、同法第25条1項によりパリ条約（昭和57年議定書）が適用され、パリ条約第3条の運転者の責任が認められ（参照、第4条の核物質の輸送、第6条の賠償の請求権など）、原子力施設の運転者のみが責任を負うのである。さらに、同法第25条3項では、原子力施設の運転者の無過失責任を定めており、不可抗力による免責も認められていない。また、原則的には（例外として第25条3項の相互主義）ドイツの原子力事故によって外国に生じた損害についても原子力事業者が無過失責任を負うことになる（同法第25条4項）。原子力事業者が負う責任は、無限責任（31条1項）とされている。ただし、戦闘行為その他不可抗力的事由によって原子力事故が生じた場合には、運転者の責任は、国の負担において運転者の賠償義務を免責するものの最高額である25億ユーロ（原子力損害賠償措置額）が限度とされている（第31条1項）。
- (20) 伊東研祐『環境刑法研究序説』3頁以下参照。
- (21) ここでの危険犯は、具体的危険犯を中心とするのではなく、原子力関連犯罪における放射能物質の特性を反映し抽象的危険犯を中心とするものであり、抽象的具体的危険犯（abstrakt-konkreten Gefährdungsdelikt）すなわち具体的危険犯と純粋な抽

- 象的危険犯の間に存在する概念で、行為の類型的な危険を問題にする抽象的危険性犯 (abstraktes Gefährlichkeitsdelikt) ならびに行為の具体的な危険自体を問題にする具体的な危険性犯 (konkretes Gefährlichkeitsdelikt) の双方の危険性から生じる具体的な危険状態を結果の危険性として問題にする潜在的危険犯 (potentielles Gefährlichkeitsdelikt) として取り扱われている。Vgl. Hans Joachim Hirsch, Strafrechtliche Probleme, Duncker & Humblot, 1999, S. 571, 629。ドイツ刑法上の個別規定については、丸山雅夫「原子力・放射線等と刑法—環境刑法の一場面」南山法学18巻1号1頁以下参照。
- (22) Vgl. R. Breuer, Die Entwicklung des Atomrechts 1974-1976, NJW1977, S1129f.
- (23) わが国でも一般刑法犯の検挙人員が939,826人であるのに対して特別法違反は総数95,278人(検察庁新規受理人員)であり、さらにそのうちの環境関係はわずか8.9%と8,500人程度にしかすぎない。この背景には経済優先による産業保護的側面が少なからずあることは明白であり、この傾向はドイツでも同様である。Vgl. Ralf Busch/Ulrich Iburg, Umweltstrafrecht. Berlin, 2002, S. 59f.
- (24) 平成14年年6月に中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議で「中華人民共和国クリーナープロダクション促進法」が採択され、翌年1月より施行されている。
- (25) 三同時制度は、中国独自の制度で、政府が環境管理政策体系を具体的に実施するための手段で、産業施設の計画・建設・操業の3段階の実施と同時進行的に、環境汚染防止施設を計画・建設・操業することである。参照、孟根巴根「中国における環境汚染未然防止法制度」北大法学論集61巻103頁以下。
- (26) 昭和54年から実施された汚染者負担の具体化政策で、国や地方の規定した排出基準を超えて環境汚染物質を排出している企業から、排出基準超過分(濃度、数量)に応じて課徴金である「排污費」を徴収する経済的手法による環境対策である。徴収対象汚染源は汚水、排気、固形廃棄物、騒音、放射性廃棄物などの5種類(73項目)である。この制度は、昭和54年に中国で制定された「環境保護法(試行)」にすでに盛り込まれていたもので、放射性物質も対象としている。参照、劉文「中国における汚染賦課金(排污費)徴収に関する理論と実践」人間環境問題研究会『中国と日本の環境法』有斐閣(昭和60年)80頁以下。
- (27) 昭和57年に改正された中国憲法では、環境に関する規定が大幅に追加されて「国家は生活環境と生態環境を保護ならびに改善して、汚染とその公害を防止する」、「国家は植樹、造林をおこない奨励して、樹木や森林を保護する」などとした規定が盛り込まれ、自然資源の保護や文化遺産の保全につき国家の責務を明確にした。試行法として制定された「環境保護法(試行)」も平成1年に「環境保護法」として制定され、既述した9の環境管理制度も確立されてきた。
- (28) これ以前の環境保護法等については、片岡直樹『中国環境污染防治法の研究』成文堂(平成9年)15頁以下参照。
- (29) 黎宏『刑法学』平成24年(法律出版社)865頁。故意のある場合は、第115条1項の危険物投放罪となる。故意を前提とするドイツやわが国とは異なった形式である。

- (30) 最高人民検察院公安部公安機関管轄刑事事件起訴に関する規定(1)第60条（平成20年6月25日）。
- (31) 参照，浅野直人「1990年代の中国環境法の動向」ジュリスト1035号53頁以下。
- (32) 参照，東京高判昭和54年5月30日判時940号125頁。
- (33) 準備草案第198条3項で原子力での爆発は，激発物の爆発と同視する方向性であった。参照，刑法改正準備会『改正刑法準備草案附同理由書』昭和36年（大蔵省印刷局）210頁以下。
- (34) 刑法改正草案以前の段階でも，準備草案への不備を指摘し放射線の危険性を重視して公共危険罪とするべきであるとの見解も存在した（奥村誠「原子力・放射線等による公共危険罪—立法上の諸問題」警察研究39巻8号24頁以下）。
- (35) 中山研一「爆発物及び危険物に関する罪」平場安治・平野龍一『刑法改正の研究2各則』東京大学出版会（昭和43年）204頁以下。
- (36) 爆発物取締罰則の基本犯罪である爆発物使用罪（1条）は，爆発物の危険性を重視し，「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的」を成立要件とする目的犯である。そのため，刑が死刑又は無期若しくは7年以上の有期徒刑又は禁錮刑と著しく重い刑になっている。
- (37) 最高裁は，本法の「爆発物とは，理化学上の爆発現象を惹起するような不安定な平衡状態において，薬品その他の資材が結合せる物体」とし，物理的爆発や化学的爆発をいうとしており，核爆発や核融合はその範疇から外れることになる。参照，最大判昭和31年6月27日刑集10巻6号921頁。
- (38) 従前の東京電力福島第一原子力発電所の事故への河合弘之弁護士らの法的対応である東電の汚染水対応が公害罪法違反だとする主張も原発事故を公害として把握することから始まっている。参考，前注(5)のホームページ。
- (39) 参照，田宮裕・廣瀬健二「第1章人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」伊藤栄樹他『注釈特別刑法第7巻』立花書房（昭和62年）3頁以下。公害罪法では，因果関係の問題は，第5条の因果関係推定規定で，法人処罰の問題は，第4条の両罰規定により対応している。
- (40) 大東鉄線事件（最判昭和62年9月22日刑集41巻6号255頁）や日本アエロジル塩素ガス流失事故事件（最判昭和62年10月27日刑集42巻8号1109頁）がある。しかし，この2つの事件の下級審（前者事件については，大阪地判昭和54年4月17日刑裁月報11巻4号34頁，大阪高判昭和55年11月6日高刑集33巻4号320頁。また後者事件は，津地判昭和54年3月7日刑裁月報11巻3号119頁，名古屋高判昭和59年1月24日判タ520号116頁）においては双方とも事故型公害についても公害罪法の「排出」にあたるとして適用を認めていることを忘れてはならない。
- (41) 排出概念に関する学説のうちで，排出概念を広く解釈する説としては，藤木英雄「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」金沢良雄他『注釈公害法体系第1巻』277頁以下がある。
- (42) 藤木英雄「企業災害と過失犯(1)～(3)」ジュリスト493号98頁以下，494号101頁以下，480号102頁以下。板倉宏「公害と刑事責任」ジュリスト532号23頁以下。これに対し

- て批判的な見解として、三井誠「過失犯における予見可能性と個人の監督責任の限界」ジュリスト552号36頁、中山研一「公害犯罪」中山研一他『現代刑法講座5巻』成文堂（昭和57年）83頁以下などがある。
- (43) 環境基本法が制定される以前は、公害対策基本法で公害対策、自然環境保全法で自然環境対策を行っていた。しかしながら、地球規模化する環境問題への対応の必要性から新たな環境保護の視点で制定されたのが環境基本法である。環境基本法の施行により、公害対策基本法は廃止され、自然環境保全法も環境基本法に基づき改正された。しかし、環境基本法は、環境政策の基本法であり、全体的には施策の方向性を示す抽象的なプログラム規定であり、具体的施策は個別の環境法規の規定を必要とする。
- (44) 山中敬一「ドイツ環境刑法における解釈上の諸問題」刑法雑誌32巻2号21頁以下。
- (45) 行政従属性の観点からの公務員担当者処罰については、伊東研祐「刑法の行政従属性と行政機関の刑事責任」宮澤浩一他『中山研一先生古稀祝賀論文集』成文堂（平成9年）131頁以下。
- (46) このような状況を打開するために、アメリカでは、一般市民が参加して裁判所に対して権限の発動を求めて訴訟を提起できる市民訴訟（citizen suit）の制度があり、多くの環境法が導入している。See. J. G. Miller & Environmental Law Institute, Citizen Suits: Private Enforcement of Federal Pollution of Criminal Law 1995 pp. 111.
- (47) 参照、Tiedemann, Die Neuordnung des Umweltstrafrecht, 1980, S. 43. Tamotsu Saegusa, Transition to Environmental Law and Environmental Criminal Law in Japan. Japan at the Crossroads, 1998, pp51.
- (48) Rudolf Rengier, Zur Bestimmung und Bedeutung der Rechtsgüter im Umweltstrafrecht, NJW1990, S. 2506.
- (49) 参考、長井圓「環境刑法の展開」町野朔編『環境刑法の総合研究』信山社（平成15年）194頁以下。
- (50) ストーカー規制法やDV防止法の制定プロセスを見れば、このことは一目瞭然である。
- (51) 感情（特に、怒りや恐怖など）を考慮に入れなければ、多くの法的実践の根拠は理解できないことも事実であろう。See, Marth C. Nussbaum, Hiding from Humanity -Disgust, Shame, and the Law, Princeton University Press, 2004, pp. 23.
- (52) このようなドイツの学説における一般的な考え方に対して環境媒体が保護の対象になる場合でも、保護されているのは人間が環境に対して有する利益であり、保護の主体は人間であるとする考え方も存在する（町野・前掲10書7頁）。
- (53) 平野龍一『刑法の機能的考察』昭和59年（有斐閣）110頁。
- (54) 環境法における刑罰によらない制裁の活用については、三枝有「環境法におけるサンクションの在り方」法政論叢33巻189頁以下参照。
- (55) このような考え方は、憲法における環境権の人権としての高まりを反映することとも合致するものといえよう。参考、淡路剛久・寺西俊一編『公害環境法理論の新たな展開』平成9年（日本評論社）3頁以下。